平成２１年（フ）第２４６１号
京都府八幡市八幡山柴25番地の１コーポ放生川101
債務者　木原　邦晴
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７２号
京都市右京区西院西溝崎町33―１　五条ローズハイツＡ―311、住民票上の住所京都市山科区西野阿芸沢町25番地１　山科南団地Ｇ棟209号
債務者　大貫　晃平
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
京都府城陽市平川指月140番地　田中ハイツ１Ｆ３号
債務者　黒木　哲男
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０号
京都市南区吉祥院菅原町７番地
債務者　山田　　薫
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
京都市右京区梅津フケノ川町20番地
債務者　谷崎トレスこと　谷崎　次明
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
京都市右京区梅津フケノ川町20番地
債務者　谷崎　郁子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９号
京都府宇治市大久保町平盛５番地の14
債務者　廣島真由美
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
京都市伏見区深草下川原町32番地　青葉荘６号
債務者　中島　三郎
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
京都市下京区木津屋橋通堀川西入木津屋町453番地１
債務者　吉田　昌廣
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台19―402号
債務者　宇谷久美子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
京都市中京区壬生相合町32番地　マンション大宮301号
債務者　葉花理館こと　安田　龍一
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
広島県呉市阿賀中央８丁目８番５号
債務者　松本　　敏
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３１号
広島県呉市宮原３丁目16番５号
債務者　石川　貴啓
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３２号
広島県呉市宮原３丁目16番５号
債務者　石川　千春（旧姓寺戸・河田）
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１２号
兵庫県豊岡市戸牧353番地の７　コーポタックイン11
債務者　西村　　桂
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
兵庫県豊岡市下陰440番地の20　芳栄荘１―Ｂ
債務者　清水　昌史
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡319番地
債務者　藤本　　忍
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係